

令和4年1月26日一部変更
令和3年5月19日一部変更
令和2年10月12日

専任教員の皆さんへ

常葉大学/同短期大学部

新型コロナウイルス感染が判明した場合等の対応について

(令和4年2月1日より適用)

感染者となった場合

新型コロナウイルス感染者と確認された場合は、就業禁止とします（感染症法第18条第2項による）。出勤の再開にあたっては、保健所や医療機関の指示に従ってください。就業禁止期間中の授業については、後日、補講（遠隔授業、レポート課題も可）を行ってください。

濃厚接触者となった場合

濃厚接触者と認められた場合は、感染者と最後に接触した日から起算して10日間のうち本来勤務すべき日を在宅勤務とします。その期間は、保健所の指示に従うとともに、体温を測り、健康観察を行ってください。その期間中に発熱や息苦しさ等の症状が出た場合は、保健所に相談してください。PCR検査等を受けた場合は、その結果を各キャンパスの事務局長へ報告してください。検査結果が陰性でもあっても、10日間の在宅勤務とします。

なお、在宅勤務期間中の授業については、教務課に連絡して遠隔授業を行ってください。体調不良等で遠隔授業ができない場合は、後日、補講（遠隔授業、レポート課題も可）を行ってください。

濃厚接触者ではないが感染者との接触があった場合

感染者と接触した日から起算して10日間のうち本来勤務すべき日を在宅勤務とします。[健康管理表](#)（大学のHPからダウンロード）によって、毎日の健康観察を必ず行い、発熱や息苦しさ等の症状が出た場合は、保健所に相談してください。PCR検査等を受けた場合は、その結果を各キャンパスの事務局長へ報告してください。検査結果が陰性でもあっても、引き続き在宅勤務とします。

なお、在宅勤務期間中の授業については、教務課に連絡して遠隔授業を行ってください。体調不良等で遠隔授業ができない場合は、後日、補講（遠隔授業、レポート課題も可）を行ってください。

感染者や濃厚接触者に対して授業や指導・助言・支援を行った場合

接触の状況にもよりますが、少しでも感染の不安がある場合は、10日間のうち本来勤務すべき日を在宅勤務とし、この期間中は教務課に連絡して遠隔授業を行ってください。体調不良等で遠隔授業ができない場合は、後日、補講（遠隔

授業、レポート課題も可)を行ってください。[健康管理表](#) (大学のHPからダウンロード)によって、毎日の健康観察を必ず行い、発熱や息苦しさ等の症状が出た場合は、保健所に相談してください。PCR検査等を受けた場合は、その結果を各キャンパスの事務局長へ報告してください。検査結果が陰性でもあっても、引き続き在宅勤務とします。

同居家族が濃厚接触者となった場合

濃厚接触者と接触した日から起算して10日間のうち本来勤務すべき日を在宅勤務とします。[健康管理表](#) (大学のHPからダウンロード)によって、毎日の健康観察を必ず行い、発熱や息苦しさ等の症状が出た場合は、保健所に相談してください。PCR検査等を受けた場合は、その結果を各キャンパスの事務局長へ報告してください。検査結果が陰性でもあっても、引き続き在宅勤務とします。なお、在宅勤務期間中の授業については、教務課に連絡して遠隔授業を行ってください。体調不良等で遠隔授業ができない場合は、後日、補講(遠隔授業、レポート課題も可)を行ってください。

同居家族に感染を疑わせる症状が出た場合

感染が疑われる家族の症状が出た日から起算して10日間のうち本来勤務すべき日を在宅勤務とします。[健康管理表](#) (大学のHPからダウンロード)によって、毎日の健康観察を必ず行い、発熱や息苦しさ等の症状が出た場合は、保健所に相談してください。PCR検査等を受けた場合は、その結果を各キャンパスの事務局長へ報告してください。検査結果が陰性であっても、引き続き在宅勤務とします。

なお、在宅勤務期間中の授業については、教務課に連絡して遠隔授業を行ってください。体調不良等で遠隔授業ができない場合は、後日、補講(遠隔授業、レポート課題も可)を行ってください。

発熱等の風邪の症状による体調不良の場合

発熱等の風邪の症状による体調不良の場合は、体調が整うまで自宅で休養してください。毎日の健康観察を必ず行い、息苦しさや強いだるさ等の症状が出た場合は、保健所に相談してください。

すべての症状が消失して、3日(消失日を0日とします)を過ぎて体調が整えば、出勤前の検温やマスク着用等の感染防止対策を十分に行った上で出勤は可能です。

【本件担当】

大学・短大本部事務局長 河上 泰英

TEL : 054-297-6120

E-mail : gakuchoshitsu@sz.tokoha-u.ac.jp